

## 日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

制度	日常生活自立支援事業	成年後見制度
支援概要	日常的な生活援助の範囲内での支援	財産管理や身上監護に関する重要な法律行為全般
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日常的な金銭の管理</li> <li>• 福祉サービスの利用援助</li> <li>• 通帳、印鑑などの預かり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現金、預貯金、不動産などの財産全般の管理</li> <li>• 施設への入所契約、病院への入院契約</li> <li>• 不動産の売却</li> <li>• 遺産分割協議の代理</li> <li>• 消費者被害の取り消し</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
対象者	契約内容を理解できる程度に判断能力はあるが、障害等の理由により十分ではない方	障害等の理由により判断能力が不十分な方
援助者	社会福祉協議会 (専門員、生活支援員)	家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人
手続き	社会福祉協議会に相談・申込後、本人と社会福祉協議会が契約	家庭裁判所へ申立てし、裁判官の決定により後見開始
費用負担	相談・援助計画の作成:無料 実際の援助:利用料 1,000 円/月(月3回まで、4回目以降500 円/1回) 保管サービス利用時:500 円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申立て費用:原則、申立人が負担</li> <li>• 報酬費用:後見人等が家裁に申し立て、家裁が報酬額を決定(被後見人等の財産から支弁)</li> </ul>

※援助者は婚姻・離婚・養子縁組等の身分行為や家事・介護などの事実行為、医療同意等を行うことはできず、身元保証人・連帯保証人になることもできません。